

外国からの送金受け取り（被仕向）を希望するお客さまへのご案内

外国送金に関するお取扱につきましては、下記のとおりとさせていただきます。

1. ご入金及び送金到着のご案内

送金銀行の指定するお客さまの口座へ入金し、お届けの住所へ計算書を郵送します。

ご入金の前に、送金の内容や金額などによっては、当金庫の判断により、お届けの電話番号または住所へご連絡させていただく場合もあります。

また、ご連絡が取れない場合は、ご依頼人様に資金をご返却させていただく場合がございます。予めご了承くださいますようお願いいたします。

2. 受付時間

お取扱時間（送金受取に係る確認書類等の提出時間）は9:00～12:30までとさせていただきます。

3. 適用相場

外貨建送金を円口座に入金する場合は、入金日当日のTTBレート（電信買相場）を適用します。

ただし、10万米ドル相当額以上の外貨建取引は、市場の実勢相場を適用する場合があります。

4. 手数料

外国送金（被仕向）の手数料は下記のとおりです。

【被仕向送金】

手数料には、消費税はかかりません

被仕向送金			送金手数料	リフティングチャージ (受取人負担の場合のみ)	少額取引手数料 (受取人負担の場合のみ)
	外国送金	外貨⇒円貨	1,500円/件	1,500円/件	
円貨⇒円貨		0.05% 2,500円未満の場合は2,500円			
内国送金 ※3	外貨⇒円貨	1,500円/件	1,500円/件		100万円未満の場合 2,500円
	円貨⇒円貨			0.05% 2,500円未満の場合は2,500円	

※3 在日他行経由で被仕向送金を受けた場合は、後日他行より手数料請求の場合があります。

その際は、お客さまのご負担となります。

5. 送金到着案内時の本人確認

当金庫では、法令（犯罪収益移転防止法・外為法等）に基づき、お客さまご本人の確認をさせていただくため、以下の書類をご提示ください。

ご用意いただく書類等	書類等の例
1. 本人確認（個人の場合）	運転免許証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書 等 写真付き氏名・住所が確認できる書類
2. 本人確認（法人の場合）	会社の登記簿謄本、来店者の本人確認書類及び会社等関係がわかる書類 等
3. 個人番号（マイナンバー）	個人番号（マイナンバー）・法人番号を原則お客さまに告知いただく必要があります。 なお、過去に告知を済ませてある場合は原則として告知は不要です。
4. 許認可等の確認が必要な業種 中古自動車/貴金属等通信販売等	会社の登記簿謄本、古物商許可、通販サイトのハードコピー 等

6. 送金人に伝えるべき情報（英文表記）

送金人に伝えるべき銀行口座および受取人の情報（英文表記）は、以下の通りです。

1. 金融機関名、支店名 ACCOUNT-WITH BANK AND BRANCH	湘南信用金庫 ○○○○支店 THE SHONAN SHINKIN BANK、○○○○ BRANCH
2. 口座名義 ACCOUNT NAME	○○○○ ○○○○ (アルファベット記入)
3. 口座番号 ACCOUNT NUMBER	当金庫の銀行番号(1282) - 支店番号(3桁) - お客さまの口座番号(7桁) 1282-○○○-○○○○○○○
4. 経由銀行名 THROUGH BANK	信金中央金庫 SHINKIN CENTRAL BANK
5. 経由銀行支店名 THROUGH BANK BRANCH	外国為替センター INTERNATIONAL OPERATIONS CENTER
6. 経由銀行住所 THROUGH BANK ADDRESS	東京都中央区京橋3丁目8番1号 8-1, KYOBASHI 3-CHOME, CHUO-KU, TOKYO
7. 経由銀行のスイフト・コード THROUGH BANK SWIFT CODE	ZENBJPJT ZENBJPJT

当金庫は、国際銀行間通信協会（SWIFT）には加盟しておりませんので、SWIFT CODE はありません。外国送金の場合は、信用金庫の取りまとめ金融機関である『信金中央金庫（SHINKIN CENTRAL BANK）』を経由して送金を受領いたします。

7. お取引の詳細内容が確認できる書類

当金庫では有効なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を実施するため、外国送金の受取に際し、すべてのお客さまに外国送金の詳細が確認できる書類をご提示ください。

【送金受領の目的に関する書類一例】

送金受領目的	書類等の例
1. 輸出代金の決済、商品の販売	売買契約書、請求書（INVOICE）、梱包明細（パッキングリスト）船荷証券（B/L）、輸出許可通知書、航空便利用の場合はDHLやFedx明細 等
2. 生活費、親族間の資金援助	依頼人との関係がわかる資料（戸籍謄本等）及び資金の必要性がわかる資料等
3. 教育資金・授業料	教育機関からの授業料・入学金の請求書 等
4. 医療費	医療機関からの請求書類 等
5. 不動産、自動車売買	不動産・自動車売買に係る契約書・請求書 等
6. 借入金返済	貸借契約書、融資契約書、借入時の送金明細 親族間の場合は戸籍謄本 等
7. 相続	相続関係書類 等
8. 保険金	保険会社の支払に係る書類 等
9. 自己資金移動	振替先の口座名義と口座番号がわかる資料 等
10. 投資・出資からの配当金	投資内容がわかる契約書・目論見書、出資先の登記簿謄本、出資契約書、出資時の送金履歴または過去の配当金受領履歴 等

注：外国送金に係る受領目的等の内容について、当金庫からの資料提出依頼にご協力いただけない場合、また、確認できる資料をご提示いただいた場合でも、当金庫の判断により、お取引をお断りする場合がございます。予めご了承くださいませようお願いいたします。